

News Letter 2024年8月号

従業員の人材育成、スキルアップに活用できる 人材開発支援助成金を活用しませんか？



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 人材開発支援助成金とは
- 2 メリット
- 3 コース概要
- 4 特におすすめの訓練
- 5 活用事例

① 人材開発支援助成金とは

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。



② メリット

- デジタル人材の育成
- 生産性の向上
- 新規事業の立ち上げ



企業の様々な課題解決に**効果的な**
人材育成を支援します！



最大**75%**
経費助成

最大**960円**
賃金助成

訓練時間1人・1時間あたり

DX人材を育成するためのコースや、新人研修などさまざまなテーマで利用できるコースなど、目的に応じたコースが用意されています！

③ コース概要

コース概要	
訓練コース名	対象者・対象訓練
人への投資促進コース	5つの訓練が対象(右図)
人材育成支援コース	職務に関連した訓練に対する経費助成等
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度などを導入した事業主への制度導入助成等
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる訓練に対する経費助成等

※ 人への投資促進コースと事業展開等リスキリング支援コースは令和4年～8年度の期間限定助成金です。

デジタル
人材・
高度人材の
育成

1.高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練
高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成

2.情報技術分野認定実習併用職業訓練
IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する高率助成(OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)

労働者の
自発的な
能力開発の
促進

3.長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

4.自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成



柔軟な訓練
形態の助成
対象化

5.定額制訓練

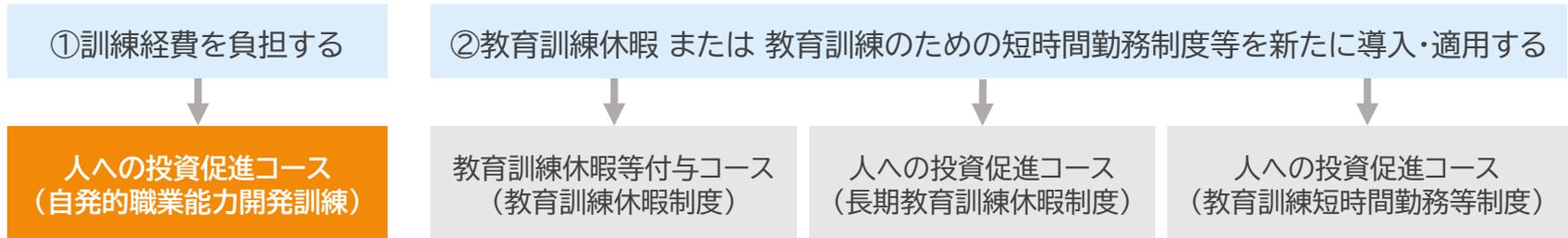
サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成



④ 特におすすめの訓練

申請事業主が、自発的に訓練を受講する労働者を支援する場合

- 労働協約、または就業規則に規定した制度に基づき、労働者が自発的に訓練を受講すること
- 事業主以外の事業主が主催した訓練であること
- ①労働者が自発的に受講した訓練経費を負担すること または ②教育訓練休暇制度等を新たに導入・適用すること



自発的職業能力開発訓練

労働者の自発的な職業能力開発を支援する事業主への助成を新設しました

対象の訓練	経費助成率
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%
	(+15%)

⑤ 活用事例

自発的職業能力開発訓練の助成金活用事例(金融機関) 従業員数:40名

助成金を活用するに至った背景事情

従業員から、スキルアップのために休日や業務外の時間を利用して訓練を受講したいが、会社から補助があるとありがたいという声が出ていたため。

教育訓練内容と 助成金の額

- 教育訓練機関: 外部教育訓練機関
- 受講コース: 中小企業診断士登録養成講座
- 訓練目標: 中小企業診断士の資格取得を目指す
- 訓練時間: 一人あたり40時間
- 受講料等: 一人あたり300,000円
(事業主の負担額: 150,000円)

支給額

<OFF-JT>

経費助成: 67,500円
(事業主の負担額×45%)
支給総額 67,500円



訓練の効果

中小企業診断士の資格を生かし、会社の生産性向上に寄与した。また、他の従業員も、自ら必要と思うスキルを身につけるために、積極的に学び・学び直しをする機運を醸成できた。

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会